

特定事業場排水検査結果

宮城俊彦・池間修宏・城間 勇・大見謝辰男・下地邦輝

Evaluation of Waste Water From Factories

Toshihiko MIYAGI, Nobuhiro IKEMA, Isamu SHIROMA,
Tatsuo OMIJA and Kuniki SHIMOJI

I はじめに

特定施設を設置している工場又は事業場（特定事業場）から公共用水域に排出される水（排水水）について、水質汚濁防止法及び件条例に基づき、水質の監視を行っている。

昭和59年度は沖縄本島及び久米島にある約120の特定事業場からの排水水について水質検査を行った。

II 検査項目及び検査方法

検査項目は業種等により異なり表1のとおりである。

検査方法は、排水基準を定める総理府令の規定

に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年度9月30日環境庁告示第64号）に従っている。

III 結果

延べ171事業場からの排水水について水質検査を行った。

排水基準に適合しない事業場は延べ39であった。重金属等の健康項目の違反はなく、すべてpH、BOD等の一般項目の違反であった。また、業種別では食料品・たばこ製造業、その他のサービス業の違反が多い。内訳は表1のとおりである。

表1 特定事業場排水検査状況及び違反内訳

事業場分類	事業場数	調査検査体数													違反事例数	調査検体数								
		一般項目				特殊項目				健康項目						一般項目								
		pH	BOD	COD	SS	油分	Cu	Zn	T-Cr	Fe	マンガン	Cd	As	Cr6+		CN-	Pb	PCB	T-Hg	O-P	pH	BOD	COD	SS
農業	2	2	2	2	2														2					1
食料品、たばこ製造業	29	29	26	3	29	17													11	2	6		2	10
パルプ、紙、紙加工品製造業	5	5	2	3	5					5	5	5			5	5	5		4		1	3		
化学工業	6	6	1	3	4						5				2	3	2							
石油製品、石炭製品製造業	7	7		7	7	7				6	7	7			7		7							
非鉄金属製造業	2	2	2		2																			
家具、建具、じゅう器小売業	1	1	1		1	1																		
不動産業	34	34	34		34	34													6	2	1		2	2
水道業	14	14	6	8	14	14	8			9	9	8	9	9	9	9	9		2					2
旅館、その他の宿泊所	16	16	10	7	16	16													1					1
洗たく、理容、浴場業	2	2	2		2	2	2																	
その他の個人サービス業	3	3	2		2	1				3	3	3	3											
娯楽業	2	2		2	2	2																		
医療業	14	14	11	3	12	12				10	1	10	1		12				2	1				1
保健および清掃業	15	15	8	7	15	15				3	3	3	3	3		3			4		4			1
教育	3	3	3		3	3	1																	
学術研究機関	2	2	1	1	2	2				1	1	1	1	1		1								
その他のサービス業	12	12	12		12	12	12												8		7		1	1
国家公務	2	2		2	2	2																		
計	171	171	121	48	166	147	47			6	38	23	28	26	31	14	40	11	39	5	17	3	6	18